

社発第 T-503 号  
2018 年 12 月 27 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

貸借取引の申込停止措置の解除および今後の貸株利用等に関する注意喚起について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記銘柄に係る貸借取引の申込停止措置を、2018 年 12 月 28 日（約定日）から解除することといたします。

しかしながら、当該銘柄の最近における貸借取引の利用状況等に鑑み、あらためて貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起を行うことといたします。

今後、貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

(株)ペッパーフードサービス 株式 (3053)	(2018 年 9 月 6 日付社発第 T-273 号により実施)
(株)ア エ リ ア 株式 (3758)	(2013 年 7 月 12 日付社発第 T-241 号により実施)
多 木 化 学(株) 株式 (4025)	(2018 年 10 月 22 日付社発第 T-368 号により実施)
(株)ドンキホーテホールディングス 株式 (7532)	(2018 年 10 月 11 日付社発第 T-355 号により実施)
(株)ア ル メ デ ィ オ 株式 (7859)	(2018 年 12 月 10 日付社発第 T-455 号により実施)

以上 5 銘柄